

令和6年4月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和6年4月5日
武雄市農業委員会

令和6年4月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和6年4月5日（水）
 （開会）13時40分 （閉会）14時25分

2. 場 所 武雄市文化会館ミーティングホール

3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	中尾 正悟	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	松尾 隆博	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	澤井富二郎	○	
7	中村 一明	○		17	坂口 友久	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	山田 義利	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、永尾 修、小柳 満、差形勝見、西村栄義、荒川宏文、山口恭広、
 岩瀬源吾、蒲地哲也、小潟 博、光岡政範、山口 浩、松岡義信、田淵清徳、
 山田鉄男、下平寅義、樋口英則、鈴山春樹、中原 位、宮原洋昭、平川 香
 橋口和彦（以上22名）

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第4号	農業振興地内、農用地からの除外について	
議案第5号	武雄市非農地証明願について	7件

6. 議事内容 以降記載

※年度始めであり、市長あいさつ及び4月の人事異動により異動した職員の紹介を行った。
13:30～13:40

《開会》

事務局長 それでは、改めまして令和6年4月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

 今日は、欠席者はいらっしゃいませんので。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

 それでは会長、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

 ただ今から、令和6年4月の武雄市農業委員会総会を開会します。

 今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いします。

 本日の議事録署名人に、7番 中村 一明 委員、16番 澤井 富二郎 委員を指名します。

 それでは、議案審議の前に、事務局から先月分の報告事項をお願いします。

事務局 3月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会 長 議事に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 それでは、議案第1号を議題とします。

 農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されています。

 この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは議案第1号についてご説明させていただきます。
資料につきましては、議案書の1ページになります。

 農地法第3条の規定による許可申請です。

 申請番号1番、権利の内容は所有権移転で、土地は〇〇町の田1筆で、1068平米。譲渡人、町外に住んでいるため、耕作・管理ができない。譲受人、自宅に近く、耕作しやすいということで申請がされております。農地の価格は、1筆で〇円となっております。

 申請番号2番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の田、1筆で1060平米。譲渡人、高齢のため、耕作・管理ができない。譲受人、自宅に近く耕作しやすいということで、申請がされております。農地の価格は一筆〇円となっております。

 申請番号3番、権利の内容は所有権移転で、土地は〇〇の田1筆、畑1筆、合計、2筆で215平米。譲渡人、耕作していない農地なので譲りたい。譲受

人、自宅に隣接しており、耕作しやすいため譲り受けたいということで申請がされております。農地の価格は2筆で〇円となっております。

申請番号4番。権利の内容は、所有権移転。土地は、〇〇町の田1筆で909平米。譲渡人、わのうとなっている農地で、譲受人が耕作しているので、変更することとした。譲受人、これまでも耕作していたので、正式に名義変更をしたいということで申請がされております。農地の価格は、1筆で〇円となっております。

以上4件につきまして、農地法第3条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この4件について地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

会 長 特にないようでございますので、質疑を始めたいと思います。

(質疑なし)

会 長 何も無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による4件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が5件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請です。

申請番号1番 権利の内容は賃借権設定となっております。土地は〇〇町の田2筆、2,414平米となっております。1,000平米を超えておりますので、3月の調査委員会の開催の案件となっております。後程、座長報告があるということで、一旦議案説明をさせていただきます。申請事由です。現在申請地東側でコンビニエンスストアの営業を行っている。駐車場が狭く、県道市道に接し、信号も近いので渋滞し、非常に危険である。そこで現店舗西側の申請地に店舗を移設し、駐車場を十分確保し交通渋滞解消並びにお客様の利便性向上を図るために計画いたしましたということです。こちら2筆、農振除

外済です。賃借期間については開店日から30年となっております。工事完了時期は令和6年10月末をみております。

申請番号2番です。権利の内容は所有権の移転となっております。こちら〇〇町の田で493平米です。申請事由です。申請地裏に祖母の住宅があるが、老朽化しており、耐震性もない。建て直しも考えたが、農業用倉庫も併用しており、まだ農業をしているので建て替えを断念し、実家前の田に新築をしたいということで、一般住宅を計画されております。工事の完了時期は令和6年の12月となっております。

申請番号3番です。権利の内容は、使用貸借権の設定となっております。土地は〇〇町の畑で310平米です。申請事由です。現在、〇〇市内の賃貸に住んでいるが、申請地近くに住む両親が高齢となり生活のサポートが必要となったため申請するものです。用途は一般住宅となっております、工事完了時期は令和7年の1月となっております。

では議案3ページになります。申請番号4番、権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の畑、2筆331平米です。申請事由です。隣接する宅地と空き家を購入し、居住するにあたり、自己用及び来客用の駐車場スペースがないため、確保し、資材置き場や、家庭菜園の場所を確保するため、転用に至るといことです。工事完了時期は令和6年の7月31日となっております。

申請番号5番です。権利の内容は所有権移転となっております。土地は〇〇町の畑3筆、1038平米となっております。申請事由です。現在〇〇で宗教法人の分教会として活動しておりますが、当教会の所在する場所は山の斜面地に位置し、急病人や火事のような急を要する事態の際は、余分なスペースがない状況です。ここで言うと、車両の進入が可能な進入路の整備を行い、あわせて駐車場を設けることとしましたといことです。こちらの番号5番についてなんですけれども、畑3筆1038平米、こちら登記面積が1038平米になっているんですが、配置図の14ページ、15ページ。申請事由にもありましたように、こちらの境界の周辺は斜面地といこと、かなり急峻な地形になっておりまして、3筆、ご覧いただきますと、利活用できる部分が限られておりまして、法面部分が求積図により計算をいたしましたところ、292.27平米といこと、法面部分を差し引きますと、1000平米以下になるといこと。あともうすでに転用行為を完了しているといこと、調査委員会の対象にはならないこととしておりました。あと、14ページに、ちょっとすいません、今回、事務局で資料を用意させていただきましたが、航空写真を一部切り貼りしてちょっとつけてますが、既存のですね、道、青いマーカーでしてる部分がですね、ここが一人、通れるか通れないぐらいの舗装しかなくて、ちょっと車両の進入が難しいといことでした。赤いマーカーを引いてるところが、今回始末書になるんですけれども転用をされまして、車1台通れるぐらいの進入路を設けつつ、残地部分に教会関係者が駐車するためのスペースといこと、駐車場を設けられております。補足説明になります。

以上 5 件、農地区分の該当事項及び評価基準の該当事項は、議案書記載の通りとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。
このうち、1 番の案件については、3 月 26 日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いしたいと思います。

調査委員会座長（〇〇番委員）

令和 6 年 3 月 26 日午後 1 時 30 分から、C 班及び地元農業委員により、武雄市役所 3 階会議室にて調査委員会を開催し、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請 1 件について審議しました。

申請番号 1 番、コンビニエンスストアの店舗移転について、農地の残地について盤膨れが出た場合はどうするのか。という質疑がありましたが、代理人から、耕作者と協議し、責任を持って対応するとの回答がありました。また、市道側の田んぼ 1 枚のみの転用では済まなかったのかという質疑がありましたが、田んぼの前に交差点、横断歩道があり、安全面を考慮し、バス停や横断歩道から距離を置いた、西隣の田んぼの間にコンビニの出入り口を設ける計画としたとの回答がありました。

以上、質疑等はありませんでしたが、この案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上報告いたします。

会 長 はい。ありがとうございます。調査委員会の報告が終わりましたので、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番委員 〇〇番です。4 番の案件ですけれども、2 月のときでしたか、〇〇県の不動産屋ですけど、って言って、電話が突然かかってきて、びっくりしたんですけども、土地の所有者は〇〇県の方にいらっしゃいますが、空き家と隣接する畑の購入をしていただく方がいらっしゃって、書類を送りますのでと言って、すぐ送りますのでと、でも、なかなか来なくて、3 月の初めでしたかな、送ってきました。私もちょっと 1 人で、その空き家と土地を見に行くのもちょっと不安でして、最適化推進委員の〇〇さんをお誘いして、見に行きました。でも、その空き家、随分何年も空き家みたいな感じの空き家でして、こう周りを見て、書類はきちんとした書類が来ていたので、なんかもう全然知らないし。近所の方や友達、お尋ねしたりしたんですが、譲受人の方、ちゃんとした仕事についてらっしゃって顔写真なんかもつけて下さってたので、〇〇町なんかどンドン出ていって、増えてもらえればいいかなと思ってですね、〇〇さんとも話しまして、印鑑押して相手の方に郵送いたしました。

会 長 はい、ありがとうございます。どうもご苦労様でございました。

会 長 他にありませんか。無いようですので、質疑を開始します。
何かございませんか。

推進委員 申請事由に交通渋滞の解消という理由を挙げられていますが、もう、その前の実態として、そんなに渋滞するような、時代なんですか。その確認はされた。時間帯については、確かに車が、少し多いときもありますけども、日中ほとんど交通の量が少ないと思うんですが。

会 長 そういうのは、地元の委員さんかどっちか。ちょっと今の状況は。

〇〇番委員 ちょうど三差路で信号があつてですよ、変則五差路になっていて。両方から出られるんですが、信号が近くて、コンビニに出入りする車と停車する車のごちゃごちゃなんですよ。そういうことを多分言つてあるんじゃないかなと思います。

会 長 いいですか。
昨日私、〇〇支所に居たら、観光バスと農協から出たのが衝突したんです。それはなしかな。ちょっとカーブになっている。もう分からんやつた。それで、やはり交通事故のやっぱそういう、コンビニストアとか何とかさ、やっぱそういうのがあるかなあという私は思いました。

推進委員 今の置かれてる所と反対側に移つたという話で、確かに、直線道路であると思うんですよね。そういうイメージとしては、左。どっちにしても、信号の時間が短かつたか、なんて思いもします。

〇〇番委員 市議会にもかかつて、あそこは危ないですよ。あとはですね、交通安全協会からも指摘を受けた。そして信号待ちしないで、鋭角に曲がっていく。あそこは三角状態。私も現場入りましたけれども、危ない。それで、〇〇方面にファミマとか何もなくて、ちょっと失礼だけど、ないわけですよ。あれからの出入りが多いわけ。そういうことで、片方には停留場もあるし、それでいいかということで、これはもう三、四年前から騒動のあつたことですので。そういうこれが売り地とかではなく、賃借地ではある。あとの残地の問題も、代理人の方にも言っておきます。今はファミマとかスーパーは、災害の出た時に居の一番に地元で協力をすると、国の方針ですので、私はやむを得ないんでなかろうかと思ひます。以上です。

会 長 どうもありがとうございました。はい。他に。他にないですか。

他にないようでございますので、質疑をとどめます。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による5件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)》—————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。
議案第3号「武雄市農用地利用集積事業計画(案)」について、事務局の説明をお願いいたします。別冊です。

事務局 失礼いたします。1ページをご覧ください。こちらに「令和6年度第1号利用権設定計画(案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規、1件、1筆、3,776㎡。

再設定、1件、1筆、1,220㎡。

橘町、田、新規、2件、6筆、16,159㎡。

再設定、3件、4筆、10,044㎡。

朝日町、田、新規、1件、3筆、1,727㎡、

若木町、田、再設定、1件、3筆、1,862㎡。

武内町、田、新規、1件、1筆、3,452㎡。

再設定、4件、6筆、11,693㎡。

東川登町、田、再設定、2件、3筆、6,494㎡。

西川登町、田、再設定、1件、1筆、2,562㎡。

山内町、田、新規、2件、2筆、2,378㎡。

再設定、3件、4筆、2,682㎡。

北方町、田、新規、3件、5筆、3,809㎡。

再設定、2件、5筆、10,906㎡。

となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の解除については16ページに記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 ないようでございますので、議案第 3 号の質疑をとどめます。議案第 3 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 3 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第 4 号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第 4 号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 皆様、こんにちは。農林課の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。早速ですけれども、議案第 4 号の説明をさせていただきます。

それではまず 1 ページ目ですけれども、農振除外を行う今回 7 件、11 筆のリストをつけております。2 ページ目、3 ページ目に 7 件の概要を記載しております。4 ページ目からは、それぞれの位置図、字図、計画平面図をつけております。

それでは 2 ページ目をご覧ください。申請番号 1 番ですけれども、水害の常襲地域であり、令和元年及び 3 年災害において、機械の避難が間に合わず、甚大な被害を受けられております。周囲には高台がなく、急激な量の増加に伴う機械の退避が、困難なため、周辺での営農計画には、隣接地を造成し、あらかじめ高台に、農業機械置き場を設置する必要があるということで、申請を出されております。

続きまして、申請番号 3 ですけれども、こちらの方は、第 50 回、今回はですね第 56 回なんですけれども、第 50 回に 1 度、農振地から除外をしておりますが、事業計画の中止に伴い、前回、また農振地ということで、編入の手続きをされております。今回、事業計画の見直しをされた上で、再度、除外の申請が提出をなされております。

その他の申請につきましても、提出書類及び現況に、特に問題となる点は見受けられないため、以上 7 件につきまして、農林課としましては、農振除外の 6 要件を満たしていると判断の上、申請を受理しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農林課の議案の説明が終わりました。議案第 4 号について、ご意見、ご質疑があれば、出していただきたいと思いますが、何かございませんか。

この7番は、農振除外してから、非農地証明か何かするのか。

農林課 非農地が先ですね。非農地を農業委員会の方で確定させていただいてから、
荒廃地として。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようでございますので、議案第4号の質疑をとどめます。
議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、
「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答
することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対
する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがない
と認められる」と回答することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について7件の
証明願が提出されています。この案件について事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号について御説明いたします。議案書の4ページから
です。

申請番号1番、土地は〇〇町の畑2筆で、昭和35年に新築し宅地として利
用していた。現在は更地となっている。ということで、人為的に無断転用さ
れた土地であり、かつ、その転用行為が20年以上経過していることから、非
農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は〇〇町の畑、平成23年頃より耕作することができな
くなり、放置した状態で現在に至る。雑木や竹が生い茂り、畑に復旧するこ
とは困難であるということで、自然的荒廃地であって、かつ、耕作できなくな
ってから10年以上経過することから、事務処理要領の該当事項第4号に該
当するものと判断いたします。

申請番号3番、土地はちょうど町境になっておりまして、2筆ございますが、
〇〇町の畑1筆と〇〇町の畑1筆で、平成23年頃より耕作することができな
くなり、放置した状態で現在に至る。雑木や竹が生い茂り、畑に復旧するこ

とは困難であるということで、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

5 ページに参ります。申請番号 4 番、土地は〇〇町の畑。平成 10 年頃、前耕作者が亡くなり、そのまま放置して、山林化しているということで、事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 5 番、土地は〇〇町の畑。平成 7 年に新築した際に、駐車場として使用しており、現在に至る。非農地証明事務処理要領の該当事項 5 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 6 番、土地は先ほど農振除外の申請にかかっていたものになります。土地は〇〇町の畑 2 筆。平成 20 年頃より父の高齢化に伴い、耕作不能となり、雑木が生い茂り現在に至るということで、非農地証明事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

申請番号 7 番、土地は〇〇町の畑 3 筆、みかん畑であった申請地を平成 17 年頃より管理することができなくなり、放置した状態となって、現在に至るということで、非農地事務処理要領の該当事項 4 号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号について、地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん何かございませんか。

会 長 地元委員さんの方から無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第 5 号、7 件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 武雄市非農地証明 7 件について原案どおり証明することに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案・報告等については、すべて終了しました。これをもちまして、令和 6 年 4 月の農業委員会総会を

終わります。